

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 11 月 5 日

水 曜 日

第 5444 号

目 次

内水面漁場管理委員会指示

○ 1 月 1 日から 2 月末日までにおけるさくらますの採捕規制 1

公 告

○ 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 5

○ 土地改良区の役員の退任 6

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第 4 号

1 月 1 日から 2 月末日までにおけるさくらますの採捕規制について
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、さくらます採捕について次のとおり制限する。

令和 7 年 11 月 5 日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 竹 野 博 和

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、さくらますを採捕してはならない。
ただし、富山県漁業調整規則第 46 条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区域	禁止期間
富山県の内水面	令和 8 年 1 月 1 日から同年 2 月 28 日まで

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年11月 5 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

モバイル解析用ソフトウェア 1 式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 7 年12月24日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級が A 又は B の者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書及び入札説明書で定める書類（以下、「入札参加申込書等」）を(3)に掲げる期限までに 4 (1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した入札参加申込書等に関し、契約を担当する職員から説明を求

められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において 2 の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加申込書等の提出期限

令和 7 年 11 月 14 日 午後 5 時 15 分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 11 月 5 日から同年 11 月 12 日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和 7 年 11 月 27 日 午前 10 時 （郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により、令和 7 年 11 月 26 日午後 5 時 15 分までに 4 (1) の機関に必着するよう行わなければならない。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時

令和 7 年 11 月 27 日 午前 10 時

- (2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 202 会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 (1)

の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 5 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

立山の生活館 中新川郡立山町日俣16－1 外13筆

2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショップ、株式会社モリキ**3 変更事項**

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑 秀樹 富山県富山市
赤田 487番地 1、株式会社モリキ 代表取締役 松本 訓彦 長野県
飯山市南町13番地 3

（変更後）株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 尾崎 弘明 富山県富山市
赤田 487番地 1、株式会社モリキ 代表取締役 錦織 征紀 長野県
飯山市南町13番地 3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑 秀樹 富山県富山市
赤田 487番地 1、株式会社モリキ 代表取締役 松本 訓彦 長野県
飯山市南町13番地 3

（変更後）株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 尾崎 弘明 富山県富山市
赤田 487番地 1、株式会社モリキ 代表取締役 錦織 征紀 長野県
飯山市南町13番地 3

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社大阪屋ショップ／午前 9 時 30 分及び午後 9 時、株式会社モ

リキ／午前9時及び翌日の午前0時

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ／午前9時及び午後9時、株式会社モリキ
／午前9時及び翌日の午前0時

4 変更の日 (1)(2)株式会社大阪屋ショップ：令和4年8月30日、株式会社モリキ：令和3年6月25日、(3)令和7年10月24日

5 変更の理由 (1)(2)建物設置者及び小売業者の代表者が変わったため、(3)店舗計画の変更のため

6 届出の日 令和7年10月23日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年11月5日から令和8年3月5日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

土地改良区の役員の退任

上市町土地改良区の役員であつた次の者が令和7年7月27日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年11月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名 住 所

監 事 山 岸 一 則 中新川郡上市町中青出36番地